

第3回亀山市まちづくり基本条例推進委員会議事概要

日時：平成25年2月8日

9：30～

場所：市役所3階理事者控室

1. 会長挨拶

年度末が近づく中で、まちづくり基本条例推進計画の事業のうち目処の立ってきた事業の進捗報告と、この条例のPRについての議論を行いたい。

2. まちづくり基本条例推進計画について

(1) 職員コンプライアンス意識啓発事業

資料説明：事務局

- ・コンプライアンスハンドブック（素案）
- ・素案に対する意見

（部長会議意見、コンプライアンス委員会意見）

会長：職員コンプライアンスの具現化のため、ハンドブックが年度内には確定できそうな見通しだ。

委員：コンプライアンス委員会は、外部の内輪の話となるようなものではなく、外部の意見が入るようなものとしてほしい。

事務局：コンプライアンス委員会は、弁護士、有識者、司法書士の3名の外部委員で組織されている。

委員：「公職にある者等」からを別掲されているのは、なぜか。特に配慮すべきいみがあるのか。

会長：これは部長会議でもその定義付けが意見として出ているが。

事務局：定義については、要綱において定めている。また、こうした人からの要望については、行政方針と著しく異なる対応への圧力となる場合もあることから、フローを整理している面がある。

また、部長会議やコンプライアンス委員会の意見などは、現在の素案へ修正を加えて成案へ整理を進めることとなる。

委員：今、地域のまちづくり協議会の議論で、規約にコンプライアンスに関する規定を検討しているが、この成案については参考にしたいと考えている。その中で、一定の公職者を定義したいとも考えているが、個人要望の捉え方も含め、結論に至っていない。行政も個人からも要望は来ると思うが、職員個人が対応するのではなく、意見を付けて組織的な対応をしなければならないと思う。

会長：このフローは、記録を文書で残し文書で回答するということと、職員個人が対応しないということを表すというものだと思う。

一方で、まちづくり協議会のなかで個人の要望をまとめるところまではいけると思うが、予定されている地域担当職員が持ち帰らせてはいけなと思う。そうした要望の中で、地域のなかで解決できる課題と、行政と協働して解決すべき課題との分類を、まちづくり協

議会の役割として期待されていると思う。

事務局：市民対応にはさまざまなものがあり、一定の専門性を有し対応するものなどもある。たとえば福祉の相談などには面接票があり、職員が対応するケースはある。また、自治会長要望についても面接票を起こして対応することがマニュアル化されている。今見ていただいている部分は、一定の公職からの要望への対応フローとなり、すべてをフロー化はできない。

委員：そうすると、職員が判断できる基準は庁内では理解されているということでしょうか。

事務局：法的に明らかになるようなものは職員個人で判断可能で、そうでない場合は管理職である室長が判断することになる。

委員：職員研修は、時期が未定とのことだが、このチェックシートを朝礼で活用するなど、職員の意識向上につながるのではないかと。

事務局：担当部署につないで、今後の推進につなげたい。

委員：このハンドブックはどこまで公開となるのか。市の考え方のアピールにもなるので、積極的に公表すべきと考える。

事務局：担当室に確認したわけではないが、基本的に職員のマニュアルであるので外部への公表は想定していないと思っている。外部公表については、担当部署につなぎたいと思う。

委員：市の回答を公表となっているが、重要だと思うのでフローでも太字にしたほうがいいのではないかと。それが圧力の抑止にも繋がると思う。

委員：公表については、コンプライアンスという言葉は、我々は良いが一般市民の方にはわからないと思う。コンプライアンスは法令順守という意味なので、カッコ書きなどで追記したほうがいいのではないかと。

事務局：亀山市では、コンプライアンスという言葉は単に法令順守にとどまらず、もっと広い意味で使っているので、そうとは言えないし、これは職員向けの冊子であり研修も行うので十分理解できると思う。しかし、外部へ公表するときは、工夫して行いたいと思う。

会長：確かに、公表は圧力への抑止になるので重要と考える。公表については積極的に行ってほしい。

(2) (仮称) 人権条例策定事業

資料説明：事務局

- ・人権条例検討資料（中間報告書）

会長：現在まだ検討中であるが、まちづくり基本条例の策定においては、「子ども」について議論されてきたが、そのあたりの議論はどうなっているのだろうか。

事務局：理念となる条例でもあり、「子ども」に限らず、個別の分野等の記載は入ってこないと思われ。

会長：この条例で示される理念に沿って、個別の条例が必要となれば創っていくことになるということだろう。

委員：関連団体の意見は入るが、そこに漏れる人たちが本当に多いと思う。そうして点についても考慮してほしいと思う。

会長：確かに団体に関わらない、家庭でもネグレクトされているような人の権利などについてどう議論されるかという面はあるかもしれない。

委員：福祉の視点も入っていると思うが自分のボランティア活動から見ると、今最も課題となっているのは高齢化した障がい者であったり、適応指導教室へ出てこられない子どもといった存在があると思う。人権となると、こうした人たちも入ってくるので、どのように対応していくのかと思う。

事務局：検討には、担当室長も入っており、そうした面も一定の考慮はされていると思う。

3. まちづくり基本条例のPRについて

会長：これまで、あまり議論されてこなかった、この条例のPRについて、委員の皆さんの意見をお聞きしたいと思うが、どうだろう。

委員は今、地域の活動をされているが、そのなかで、この条例の話は出てくることはあるだろうか。

委員：全く無い。条例のことは頭に思いながら話はしているが、「条例ではこうなっている」というようなことを話しても、なかなか理解されないのが現実と思う。条例そのものが理念条例であるので、その具体化については、具体的な部分のなかで議論しないと進まないと思う。

一つ一つの条例の条文をかいつまんで説明しても、理解を得ることは難しいと思う。

会長：なるほど。

今回、市長も再選され、また後期基本計画でも市の方針として地域への支援を強化していくとの発言もある。その先行地区として屋生・川崎のモデル地区がある、と理解している。こうした地域の活動のスタートアップの勉強会なんかで、基本にまちづくり基本条例がある、ということができるいいな、と思っていたが、現実には難しいということだろうか。

委員：そう感じている。ただ、考え方を踏まえてやっていくことは必要だと思う。今後の条例のPRについては、条例の条文どうこうというものではなく、条例の基本的な考え方をいかに具体化するのか、ということをしてPRしていくことが重要と思う。

委員：委員の意見のとおりと思う。自治会連合でも、平成25年度の活動としても「まちづくり」というものを重視している。全国的にも高齢化が進んでいくなか、これからは、国・県・市など行政を頼るのではなく、自分たちが自分たちのまちづくりをどのようにするのか、ということが重要になる。そのなかで、自治会だろうがコミュニティだろうが婦人会だろうが、なにであろうと一緒に自分たちの地域を支え、亀山に暮らして良かったと思うまちづくりを自分たち自身していくことが必要だと住民が認識することが重要だと思う。

会長：そういうことを理解してもらえるようなPRが必要だと思う。理念条例だからふわっとしているし、ふわっとしているものを、地域が具体的な議論をしている中でPRすることも難しい。しかし、これからの亀山市の動きからすると、地域の協議会の議論というのは大きなものだと思う。そうした地域の代表者が集まる場などで、勉強に使えるようなパンフレットなどがあればいいな、と思う。

委員：条例のPRの際には、いろんな行政支援の内容なども一緒に書ければいいと思う。

会長：いろんな活動が持続していくためには、活動資金は必須となる。そうした部分を補完したり、地域が自分たちで使い方を決めていくような一括交付金の動きが今後、地域協議

会が立ち上がってくる段階になると出てくると思う。そうした交付金になると、地域での意思決定のうえで使うことになるので、地域の団体にも説明責任も出てくると思う。それはまちづくり基本条例の精神を具体化したものなのだと思う。が、そこまで言うとなると確かに説教くさくなってしまう。

委員：今確かにモデル地区の取り組みが始まっているが、他の地区はまだ意識が低いと思う。市長も後期基本計画で取り組みへの支援を示している。それを具体的に行う市のバックアップ体制を作ってほしいと思う。そして地域を牽引してほしいと思う。

委員：それは中間支援組織として我々がやるべきことだろう。でも、なかなか実際にはできていない。そんなときに行政が支援して一緒にやっていくことも、ある意味理想的なのかもしれない。

委員：個人的に感じているのは、地域づくりは出てくるが、まちづくり基本条例はあまり出てこない。これは、もっと前面に出してほしいと思う。

事務局：考える会の議論では、当時、地域まちづくり協議会の議論はしていないという経過もあって、今の地域づくりとこの基本条例が一致しないという側面もあると思っている。しかし、今後、地域まちづくり協議会については法的な位置づけをこの条例に求めることが考えられる。また、総合計画の位置づけも検討が必要な状況である。これらについては、今後この場でも検討してもらいたい必要があると思っている。

会長：基本条例は理念条例となっているので、どう表現するかは課題はあると思うが、地域尊重の原則の関連として、この地域まちづくり協議会の位置づけは議論しなければならないだろう。

事務局：総合計画が平成28年度までとなっており、次期計画の策定は平成27年度からスタートすることになるので、その前段の平成26年度あたりで形作る必要があり、それと平行して協議会も議論していくことと思っている。

委員：地域まちづくり協議会の位置づけが行政内で整理されてくれば、伴って諸制度も固まってくると思う。それについても是非とも早くやってほしいと思う。

また、私の地区では、行政の押し付けにならないように、まちづくり宣言をつくり、そこにまちづくり協議会を作ることができる、という根拠を置くつもりでいる。

会長：こうした実際の活動が、まちづくり基本条例の精神にのっとったものだという視点でのPRというものはあるかもしれない。

4. その他

(1) 地域づくり活動報告（委員報告）

委員：前回のこの会議(11/21)以降、地域での議論は企画部会(9回)と準備委員会(4回)を開催し、ほぼ方向付けができる状況となっている。コミュニティの変革に当たったの基本スタンスとして「3つのキーワード」と、「緩やかな変革」の2つを決めている。

キーワードは、1. 全員参加 2. 協働 3. 情報公開 となっている。

緩やかな変革としては、住民が参加しやすいように従来の活動を続けながら、徐々に新しい活動に取り組むこととし、10年の予定が15年になっても構わない。ということで合意している。この4月にコミュニティを発展的解消し、新しいステージへ持ち上げる。そして、地域まちづくり協議会へ持ち上げる。それに向けて、「昼生のまちづくり宣言」

のなかで協議会の設置を位置づけている。内容としては、将来のまちづくりの目標、それに向けた具体的な行動、そのために協議会を設置する、としている。構成員は、住民、小学校、消防団等公的団体、郵便局など公的機関、事業所など、地区内に存在する全てのものと考えている。最高決議機関・執行機関・事務局の3層構造の組織を位置づけた。そして、協議会の規約を作った。なかには、コンプライアンスや個人情報保護を盛り込んでいる。これらは、4月の総会で意向を予定している。これらの説明を各自治会へ行ったが出席率は3割程度に留まっている。

具体的なまちづくり計画を策定するにあたって、各世代のワークショップを予定しており、先日は小学校6年生を対象に行った。こうしたワークショップの結果をまとめて、ちょっとした冊子を作って、まちづくり計画につなげていく予定となっている。

会長：ご苦労さまです。最高決議機関は選挙なのか。また、総会は全員出席可能になるのか。

委員：選挙は難しいので、人数按分で選出を予定している。また、総会については、実質的に呼びかけても誰も出席しないし、来ても意見は全くでない。事前に議案を配って、各自治会であらかじめ発言者を決めて、必ず発言してもらうことにした。

会長：総会ではなく代議士制となると、代議士にお任せになってしまう、という懸念がやはり出てくるが。

委員：そういう意見もあったが、当面はこの方法でやっていこうということに決まった。一番怖いのは、執行機関の独走にならないことが重要と思っている。

委員：この準備委員会は、どんな構成なのか。

委員：今のコミュニティの役員で行っている。会長、副会長、各自治会長、小学校校長、PTA会長にオブザーバーで市民相談協働室があり、公募委員で自分が入っており、会長を自分がやっている。

委員：自治会の説明会の出席状況はやはり高齢層が多いのか。

委員：そのとおりで、若くて50代だった。夜間の開催にしたが、若い世代は難しい。

会長：委員は3割しかいないというが、3人に1人聞いてくれるなら十分と思う。また、高齢層が多いのはどこの地区でも同じで、だからこそ小学生やPTAが入っていることが大きいと思う。一般には若い世代はPTAが終わると地域活動からもフェードアウトしていくが、これをつなぎ止めるためにも、重要と思う。

委員：活動する中で強く言われたのは、急激な変化はさせない、ということがある。この場だけでの意思統一はできても、地域全体となると難しいこともある。

また、今後のなかで一番大きな課題は、財源の問題と思っている。どれだけの一括交付金が入ってきて、自分たちでどれだけ稼がなきゃならないかが重要と思っている。

会長：なかなか一足飛びには行かないだろう。

事務局：庁内でも検討を進めているなかで、資金面の話としては、法的な整理も含め、まだ始まったばかりである。

また、これとは別に、担当室としては全体の推進の面で、1小学校区1コミュニティの6地区はなんとかうまく進むと考えているが、1小学校区に複数コミュニティが存在する地区については、小学校との連携も難しい面があり課題と考えており、そうした地区でのモデルとなる取り組みが望まれているという状況もある。

委員：モデル地区以外の地域が今後取り組みを進めていくためにも、現在のモデル地区がき

ちんとできることを見せていく必要があると思う。そのためにも、行政からの支援もお願いしたい。

(次回推進委員会)

事務局：4月に組織・機構改革や人事異動もあるため、次回の会議日程は会長と調整のうえ、改めてご連絡させていただく。